

TPR

【ご来場の自粛検討のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。感染リスクを避けるため、**本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、郵送もしくはインターネット等による議決権行使をご推奨申し上げます。詳細は「新型コロナウイルス拡大防止への対応について」をご参照ください。ご来場頂いた際は会場の状況により、入場制限を行うことがあります。**

また、例年どおり株主総会での株主様へのお土産の用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第88回 定時株主総会

招集ご通知

目 次

第88回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
(提供書面)	
事業報告	20
連結計算書類	47
計算書類	50
監査報告	53

- 開催日時** 2021年6月29日（火曜日）午前10時
受付開始：午前9時
- 開催場所** 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
新丸の内センタービル 10階 当社 本社会議室
(末尾の会場案内図をご参照ください。)
- 議 案**
- 第1号議案 取締役9名選任の件
 - 第2号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
 - 第3号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
 - 第4号議案 取締役に対する株式報酬制度改定の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6463/>



T P R 株式会社

株主の皆様へ

平素は格別のご高配とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、このたびの新型コロナウイルスでお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された方、ご家族の方に心よりお見舞い申し上げます。また、医療や感染の防止、社会・経済機能の維持にご尽力いただいている皆様に心より感謝申し上げます。

弊社第88期が終了いたしましたので、ここに「第88回定時株主総会招集のご通知」をお届けいたします。

自動車業界が大変革の時代を迎え、また新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済・社会変容や国際情勢の不確実性が増すなか、変化がますます加速しており、弊社を取り巻く環境は一層厳しくなるものと思われます。

こうした状況に対応するため、弊社は2020年4月にスタートした23中期経営計画で掲げた経営方針を着実に遂行してまいります。

安全・環境・防災への配慮を徹底し、培った高い技術、世界6極にまたがるモノづくりの力、お客さまとの幅広いネットワークといった強みを活かして、環境改善に貢献するパワトレ商品をグローバルに提供してまいります。また、コア技術を応用した新分野の開拓および新規事業の創出を加速させて、お客さまや社会のニーズにしっかり応えてまいります。

働き方改革を推進し、健康と安全が確保された働きがいのある職場づくりに努めるとともに、全社一丸となって持続的成長の実現に注力し、企業理念に掲げる「クリーンで、クオリティの高い地球社会の実現」に貢献してまいります。

今後とも、株主の皆様の変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月8日

企業理念

わたくしたちは、

動力機構の高度化を原点として、無限の可能性に挑戦し、

優れた技術と価値ある商品の世界への提供を通じて、

クリーンで、クオリティの高い地球社会の実現に貢献します。



代表取締役会長兼CEO
末廣 博

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本年は新型コロナウイルス感染防止に向けて、株主の皆様の安全・安心を最優先に、本株主総会へのご来場を極力見合わせていただき、書面またはインターネット等による議決権の行使をお願いいたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 新丸の内センタービル 10階 当社 本社会議室 （末尾の会場案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 - 第88期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 - 第88期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 - 第1号議案 取締役9名選任の件 - 第2号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 - 第3号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 - 第4号議案 取締役に対する株式報酬制度改定の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁～4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	下記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載していますので、本招集ご通知には記載していません。 ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（<https://www.tpr.co.jp>）



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

ご 推 奨



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見 本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

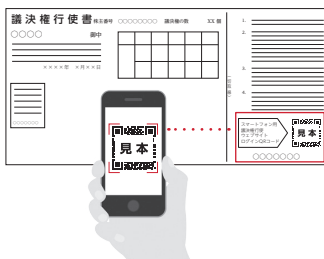
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

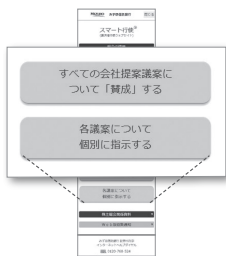
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

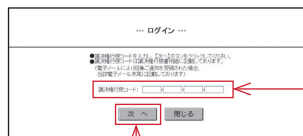
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

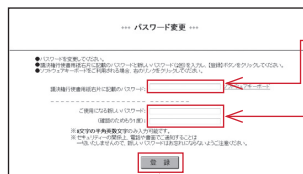
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 平日9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第 1 号議案

取締役 9 名選任の件

取締役全員（9 名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役 9 名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名	地位	担当及び重要な兼職の状況	
1	末 廣 博	代表取締役 会長兼 CEO	(株)ファルテック取締役	再任
2	矢 野 和 美	代表取締役 社長兼 COO	—	再任
3	岸 雅 伸	代表取締役	(株)ファルテック取締役会長	再任
4	唐 澤 武 彦	取締役 専務執行役員	海外事業部門担当	再任
5	伊 井 明 彦	取締役 専務執行役員	営業部門担当	再任
6	小 林 純 夫	常務執行役員	管理部門担当（安全・環境除く）	新任
7	本 家 正 隆	取締役	—	再任 社外 独立
8	加 藤 敏 久	取締役	—	再任 社外 独立
9	大 澤 加奈子	弁護士 リンテック(株)社外取締役(監査等委員)		新任 社外 独立

候補者番号

1



所有する当社の株式数
1,800株

在任年数
3年

取締役会出席状況
18/18回

す え ひ ろ
末 廣ひろし
博 (1958年9月11日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1981年 4 月	(株)富士銀行入行	2015年 4 月	同行専務執行役員米州地域ユニット長
2003年 5 月	(株)みずほ銀行水戸支店長	2017年 4 月	同行副頭取執行役員米州地域本部長
2004年 9 月	(株)みずほコーポレート銀行欧州営業第一部長	2018年 5 月	当社副社長執行役員
2006年 4 月	同行欧州業務管理部長	2018年 6 月	取締役副社長執行役員
2008年 4 月	同行執行役員営業第七部長	2019年 6 月	(株)ファルテック取締役会長
2011年 4 月	同行常務執行役員アジア・オセアニア地域統括役員	2019年 6 月	当社代表取締役会長兼CEO(現任)
2014年 4 月	(株)みずほ銀行常務執行役員米州地域ユニット長	2021年 4 月	(株)ファルテック取締役(現任)

重要な兼職の状況

(株)ファルテック取締役

取締役候補者とした理由

末廣博氏は、他社役員を長期にわたり歴任後当社副社長執行役員を経て代表取締役会長兼CEOを務め、金融・財務への豊富な経営経験と幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2



所有する当社の株式数
7,700株

在任年数
4年

取締役会出席状況
18/18回

や の
矢 野か ず み
和 美 (1957年2月8日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1982年 8 月	当社入社	2013年12月	執行役員長野工場長
2006年 6 月	長野工場生産技術部長	2017年 6 月	取締役常務執行役員兼TPR工業(株)代表取締役社長
2009年 6 月	技術開発部長	2019年 6 月	取締役専務執行役員
2011年 6 月	長野工場生産技術部長	2021年 4 月	代表取締役社長兼COO(現任)
2012年 6 月	執行役員長野工場長兼生産企画室長		

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

矢野和美氏は、当社生産部門の要職を長く歴任し、TPRグループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有しており、本年4月より代表取締役社長兼COOを務めていることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 3



所有する当社の株式数
34,300株

在任年数
10年

取締役会出席状況
18/18回

きし
岸 雅伸 (1953年3月1日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	当社入社	2012年6月	取締役常務執行役員焼結技術部長
2000年6月	品質技術部長	2014年6月	取締役専務執行役員
2001年10月	生産技術部長	2016年6月	取締役専務執行役員経営企画室長
2004年10月	技術開発部長	2017年6月	代表取締役社長兼COO
2006年6月	技術企画室長	2018年6月	(株)ファルテック取締役
2007年6月	執行役員技術企画室長	2021年4月	当社代表取締役(現任)
2009年8月	執行役員技術企画室長兼製品開発部長	2021年4月	(株)ファルテック取締役会長(現任)
2011年6月	取締役常務執行役員技術企画室長		

重要な兼職の状況

(株)ファルテック取締役会長

取締役候補者とした理由

岸雅伸氏は、当社技術部門の要職を長く歴任した後代表取締役社長兼COOを務め、TPRグループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 4



所有する当社の株式数
3,600株

在任年数
4年

取締役会出席状況
18/18回

からさわ
唐澤 武彦 (1959年4月15日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1983年4月	(株)富士銀行入行	2012年7月	海外事業部付主幹帝伯愛爾(天津)企業管理有限公司出向(総経理)
2007年7月	みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 天津支店長	2014年6月	執行役員海外事業第二部長
2010年7月	当社出向(総務部付主幹)	2017年6月	取締役執行役員
2011年9月	当社海外事業部付主幹帝伯環新国際貿易(上海)有限公司出向(総経理)	2018年6月	取締役常務執行役員
		2021年4月	取締役専務執行役員(現任)海外事業部門担当

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

唐澤武彦氏は、他社を含めて海外事業部門の要職を歴任しており、金融・財務・海外経営管理を中心に豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 5



所有する当社の株式数
4,600株

在任年数
2年

取締役会出席状況
18/18回

い い あ き ひ こ
伊井 明彦 (1960年9月11日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1990年11月	当社入社	2018年4月	執行役員（日系営業担当）
2009年6月	名古屋営業所長	2019年6月	取締役常務執行役員
2014年6月	営業企画部長	2021年4月	取締役専務執行役員（現任） 営業部門担当
2015年6月	執行役員日系営業担当		
2017年9月	執行役員（日系営業担当） 営業企画部長		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

伊井明彦氏は、当社営業部門の要職を長く歴任し、T P R グループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 6



所有する当社の株式数
1,600株

在任年数
—

取締役会出席状況
—

こ ば や し す み お
小林 純夫 (1954年2月20日生)

新任

略歴、当社における地位及び担当

1977年4月	安田生命保険相互会社入社	2010年4月	同社関連事業部付(株)MYJ出向 (取締役)
2001年4月	同社システム部部长 (企画・基盤担当)	2012年4月	同社関連事業部付(株)MYJ出向 (常務取締役)
2004年1月	明治安田生命保険相互会社 情報システム部審議役 (システム開発)	2014年6月	当社常勤監査役
2005年4月	同社システムリスク管理部長	2018年6月	執行役員グループ・ガバナンス 統括室長
2009年4月	同社関連事業部付(株)MYJ出向 (MAP企画室長)	2019年6月	常務執行役員（現任） 管理部門担当（安全・環境除く）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

小林純夫氏は他社での要職及び取締役を歴任後、当社においても監査役を経て執行役員を務め、システム関連やリスク管理をはじめ幅広い経験と知見を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

7



所有する当社の株式数
1,200株

在任年数
5年

取締役会出席状況
18/18回

ほん け
本 家

まさ た か
正 隆

(1945年6月9日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1968年 4 月	日本銀行入行	1998年 8 月	同社代表取締役社長
1990年 5 月	同行松山支店長	2001年 4 月	セントラル短資(株)代表取締役社長
1992年 4 月	同行大阪支店副支店長	2007年 6 月	同社代表取締役会長
1994年10月	同行考査局次長	2013年 6 月	金融広報中央委員会会長
1996年 5 月	同行発券局長	2016年 6 月	当社取締役 (現任)
1997年 8 月	山根短資(株)事務取締役		

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

本家正隆氏は、日本銀行及び金融業界で重い役職を果たされた経験及び経営者としての経験から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。また同氏が選任された際は、指名報酬委員として当社取締役等の指名、報酬について客観的・中立的立場から関与いただく予定です。

候補者番号

8



所有する当社の株式数
700株

在任年数
2年

取締役会出席状況
18/18回

か と う
加 藤

とし ひ さ
敏 久

(1953年11月25日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1978年 4 月	味の素(株)入社	2010年10月	同社執行役員バイオ・ファイン事業本部素材・用途開発研究所長
1996年 7 月	同社中央研究所専任部長	2011年 7 月	同社常務執行役員研究統括補佐オープンイノベーション担当兼知的財産部担当
1998年 7 月	同社本社研究開発部専任部長	2013年 7 月	同社常務執行役員イノベーション研究所長
2000年 7 月	同社東海工場第一製造部長	2017年 7 月	同社アドバイザー
2005年 4 月	同社ファイン・医薬工業化センター長	2019年 6 月	当社取締役 (現任)
2006年 7 月	同社東海事業所長		
2007年 7 月	同社執行役員東海事業所長		
2009年 7 月	同社執行役員バイオ・ファイン事業本部AOC班長		

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

加藤敏久氏は、事業会社で長く要職を歴任された経験及び経営に携わられた経験から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。また同氏が選任された際は、指名報酬委員として当社取締役等の指名、報酬について客観的・中立的立場から関与いただく予定です。

候補者番号

9



所有する当社の株式数
0株

在任年数
—

取締役会出席状況
—

お お さ わ か な こ
大澤 加奈子 (1970年12月22日生)

新任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1998年 3 月 最高裁判所司法研修所修了
(50期)
1998年 4 月 弁護士登録
1998年 4 月 梶谷総合法律事務所入所
(現任)
2005年10月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得
2015年 6 月 リンテック(株)社外取締役 (監査等委員)
(現任)

重要な兼職の状況

弁護士
リンテック(株)社外取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大澤加奈子氏は弁護士として幅広く活躍され、培われた専門的な知識・経験等から当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、取締役候補者となりました。また同氏が選任された際は、指名報酬委員として当社取締役等の指名、報酬について客観的・中立的立場から関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者本家正隆氏、加藤敏久氏及び大澤加奈子氏は、社外取締役候補者です。本家正隆氏及び加藤敏久氏は当社の独立役員として東京証券取引所に届出をしております。また、大澤加奈子氏が選任された場合、同氏を独立役員として東京証券取引所に届出をする予定です。
3. 当社は、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう本家正隆氏及び加藤敏久氏とは損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏を選任いただいた場合は契約を継続する予定です。また、大澤加奈子氏についても、選任いただいた場合は新規に契約する予定です。契約内容の概要は下記のとおりです。
- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の31頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考

第1号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

氏 名	地位	特に専門性を発揮できる分野						指名報酬 委員会			
		企業経営	財務・ ファイナンス	製造・技術・ IT	営業	グローバル	法務・ リスク管理				
す えひろ 末廣 博	代表取締役 会長兼CEO	●	●			●		●	再任		
や の 矢野 かずみ 和美	代表取締役 社長兼COO	●		●					再任		
き し 岸 まさのぶ 雅伸	代表取締役 取締役会議長	●		●	●				再任		
からさわ 唐澤 たけひこ 武彦	取締役 専務執行役員	●	●			●			再任		
い い 伊井 あきひこ 明彦	取締役 専務執行役員				●	●			再任		
こ ばやし 小林 すみお 純夫	取締役 常務執行役員		●	●			●		新任		
ほん け 本家 まさたか 正隆	取締役	●	●				●	●	再任	社外	独立
か とう 加藤 としひさ 敏久	取締役			●		●	●	●	再任	社外	独立
おおさわ か な こ 大澤 加奈子	取締役		●			●	●	●	新任	社外	独立
か とう 加藤 ひろし 浩	常勤監査役		●			●	●				
す けがわ 助川 ゆたか 豊	常勤監査役		●	●			●			社外	独立
ある が 有賀 よしかず 義和	常勤監査役				●	●	●				
に ながわ 蛭川 きん や 欽也	監査役	●	●				●			社外	独立
よ ねかわ 米川 たかし 孝	監査役		●		●		●			社外	独立

第2号議案

退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任される富田健一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告32頁に記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりです。

ふりがな 氏 名	略 歴
とみた けんいち 富田 健一	2011年 6 月 当社取締役副社長執行役員 2015年 6 月 当社代表取締役会長兼CEO 2018年 6 月 当社代表取締役取締役会議長 現在に至る

第3号議案

取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬体系見直しの一環として、2021年5月25日開催の取締役会において取締役ならびに執行役員に対する退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第1号議案が原案通り承認可決されることを条件として再任される末廣博、矢野和美、岸雅伸、唐澤武彦及び伊井明彦の5氏に対し、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を当社所定の基準に従い相当額の範囲内において打切り支給することとし、贈呈の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的な金額、方法等は、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告32頁に記載のとおりであります。

打切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりです。

ふりがな 氏 名	略 歴
すえひろ ひろし 末廣 博	2018年 6 月 当社取締役副社長執行役員 2019年 6 月 当社代表取締役会長兼CEO 現在に至る
や の かず み 矢野 和美	2017年 6 月 当社取締役常務執行役員 2019年 6 月 当社取締役専務執行役員 2021年 4 月 当社代表取締役兼COO 現在に至る
き し ま さ の ぶ 岸 雅伸	2011年 6 月 当社取締役常務執行役員 2014年 6 月 当社取締役専務執行役員 2017年 6 月 当社代表取締役社長兼COO 2021年 4 月 当社代表取締役 現在に至る
からさわ たけひこ 唐澤 武彦	2017年 6 月 当社取締役執行役員 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員 2021年 4 月 当社取締役専務執行役員 現在に至る
い い あきひこ 伊井 明彦	2019年 6 月 当社取締役常務執行役員 2021年 4 月 当社取締役専務執行役員 現在に至る

(注) 当社は、社外取締役については2019年6月27日開催の第86回定時株主総会において、社外取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の決議をいただいております。

第4号議案 取締役に対する株式報酬制度改定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は役員報酬体系見直しの一環として、本総会終結の時をもって取締役（既に廃止済みの社外取締役を除く）ならびに執行役員の退職慰労金を廃止することとしておりますが、本議案は、それに伴い、2017年6月29日開催の第84回定時株主総会にてご決議（以下、「原決議」といいます。）いただいた株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）の一部見直しについて、ご承認をお願いするものです。本議案は、取締役の報酬総額に占める本制度に基づく株式報酬等の割合を引き上げ、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性を高めることにより、中長期的な企業価値の増大に貢献する取締役の意欲を更に高めることを目的としており、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会及び取締役会は、本議案の内容は相当であるものと考えております。

また、本議案をご承認いただくことを前提に、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の一部変更について、本総会終結直後の取締役会において決議を予定しております（本議案をご承認いただいた場合の方針案を末尾に参考として載せてございます）。

なお、本議案による本制度改定後の制度の詳細につきましては、指名報酬委員会の答申を踏まえて、下記3の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。また、本制度は取締役を兼務しない執行役員も対象としており、執行役員についても同様の改定を予定しております。

第1号議案「取締役9名選任の件」及び本議案をご承認いただいた場合、本制度の対象となる取締役の員数9名（うち社外取締役3名）となります。

2. 制度改定内容

（1）本制度の対象者の拡大

これまで本制度の対象となる取締役は執行役員を兼務する取締役に限定しておりましたが、これに加え、執行役員を兼務しない取締役も対象とすることをお願いするものであります。当社は、執行役員を兼務しない取締役について、当社が株主共同の利益を十分に確保して経営されていることを株主の皆様と同じ視点に立って監督する機能を期待するものでありますが、その報酬の一部を株式報酬とすることで、更にその機能を果たす意識を高められるものと考えます。なお、監査役については引き続き本制度の対象外とします。

（2）1事業年度当たりの付与ポイント数の合計の上限見直し

取締役の退職慰労金を廃止すると共に、報酬総額に占める本制度に基づく株式報酬等の割合を引き上げることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な企業価値の増大に貢献するインセンティブとなることを期待し、本制度に基づき取締役に対して付与するポイント数の合計の上限を、1事業年度当たり12,500ポイント（執行役員を兼務する取締役についてののみ）

から、35,000ポイント（うち社外取締役分として5,000ポイント）に改定することをお願いするものであります。これは、役員報酬の支給水準とそれに占める株式報酬等の割合、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、ご参考までに、2021年5月24日の株価終値1,542円を前提とした場合の付与上限35,000ポイントの金額換算は約54百万円となります。

（３）株式等の給付等の方法の改定

制度の自由度を高めるため、退任した取締役への給付について、役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、時価で換算した金額相当の金銭を給付することとしたたく、変更をお願いするものであります。

また、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、取締役に一定の非違行為や不適切行為があった場合には、当該対象者は当社株式及び当社株式の一定割合について時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）の給付を受ける権利を取得できないものとする旨、規程上明確化します。

（４）株主総会でご承認済みの取締役の報酬等の総額との関係

原決議では、本制度は、2011年6月29日開催の第78回定時株主総会及び2019年6月27日開催の第86回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬等の総額（年額400百万円以内、うち社外取締役分は年額70百万円以内。ただし、使用人給与は含まない。）の内枠とすることでご承認いただいておりますが、株価の変動が取締役の報酬額に与える影響や取締役の員数の増加、役位変更の可能性などに鑑み、別枠として取り扱うこととしたたく、変更をお願いするものであります。

3. 本制度改定後の内容

（１）概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に對して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

（２）本制度の対象者

取締役（監査役は、本制度の対象外とします。）

（注１）上記のほか、取締役を兼務しない執行役員についても本制度の対象としております。

(3) 信託金額

当社は、原決議に基づき、本制度の導入時に2021年3月末日で終了した当初対象期間を対象として金銭を拠出して本信託を設定し、本信託はその金銭を原資として当社株を取得しました。

本議案により本制度の見直しをご承認いただくことを条件として、当社は、2022年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「本対象期間」といいます。）に対応する必要資金を本信託に追加拠出することとします。本制度に基づき取締役が付与されるポイントの上限数は、下記（5）のとおり1事業年度当たり合計35,000ポイントであるため、本対象期間には総額で、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、105,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2021年5月24日の終値1,542円を適用した場合、上記の必要資金は、約162百万円となります。

また、本対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度ごとの期間（以下、「対象期間」といいます。）に関し、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に對する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、以後の対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注2）当社が実際に本信託へ拠出する金額は、上記の取締役に對する当社株式等の給付を行うための必要資金のほか、取締役に兼務しない執行役員への当社株式等の給付を行うための必要資金を合わせた金額となります。

（注3）上記の当社株式数の上限は、取締役に對する当社株式等の給付を行うための必要資金により取得する当社株式数の上限です。本信託が実際に取得する当社株式数は、上記（注2）のとおり取締役に兼務しない執行役員への当社株式等の給付を行うために拠出する必要資金により取得する株式数を加算した数となります。

(4) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

本対象期間につきましては、取締役に對する給付を行うための株式として、本対象期間に係る追加拠出後、遅滞なく、105,000株を上限として取得するものいたします。本信託による当社株式の取得方法等の詳細につきましては、適時適切に開示いたします。

(5) 取締役給付される当社株式等の数の具体的な算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、35,000ポイント（うち社外取締役分として5,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準とそれに占める株式報酬等の割合、役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（6）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(6) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（5）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を権利確定日時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。

なお、本制度の対象者が株主総会の決議において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合、又は在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為があった場合、当該対象者は当社株式等の給付を受ける権利を取得できないものとします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価格を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(7) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(8) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、当社及び当社役員と利害関係のない団体へ寄附されるか、又はその時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(9) 信託終了時の取扱い

本信託は当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(8)により当社及び当社役員と利害関係のない団体へ寄附されるか、又は取締役役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【ご参考】

本議案をご承認いただいた場合、以下の方針【案】について、本総会直後の取締役会において決議することを予定しています。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針【案】

I. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう会社業績や中長期的な企業価値との連動性を確保し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責と成果を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には業務執行取締役の報酬は、経常報酬及び変動報酬、企業価値向上をより意識するためのインセンティブとして株式給付信託（非金銭報酬）による株式報酬で構成する。なお、業務執行を兼務しない取締役については、変動報酬は支給しない。

II. 経常報酬(金銭報酬)の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の経常報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

Ⅲ. 変動報酬(金銭報酬)の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

変動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対するインセンティブを高めるため、経営環境、前事業年度の会社業績ならびに業務執行取締役個人の業績への貢献度を勘案して算出された額を1/2等分して経常報酬に合算し、支給する。目標となる会社業績や指標は、中期経営計画を踏まえた連結経常利益や各業務執行取締役の職責に応じた適切な指標などを経営環境に応じて計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

Ⅳ. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

非金銭報酬は中長期的な企業価値向上との連動性を確保した報酬制度とするため、株式給付信託による株式報酬とし、「役員株式給付規程」により支給する。具体的には、役位に基づくポイント制とし、毎年一定の時期にテーブルに基づくポイントを付与する。また、支給時期は役員任期終了後、任期中に獲得したポイント数1ポイントを1株として換算し、退任時に支給する。なお、取締役に一定の非違行為や不適切行為があった場合には、当該対象者は当社株式等の給付を受ける権利を取得できないものとする。

Ⅴ. 金銭報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業群を参考とする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど会社業績や企業価値との連動性を高めた構成とし、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合について決定することとする。

Ⅵ. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長兼CEOがその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の経常報酬の額及び各取締役の業績評価を踏まえた変動報酬の額の決定とする。取締役会は当該権限が代表取締役会長兼CEOによって適切に行使されるよう、代表取締役会長兼CEOが作成した原案を指名報酬委員会に諮問し、代表取締役会長兼CEOは当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 企業集団をめぐる経済環境

当連結会計年度を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」）の拡大による緊急事態宣言発出に伴う国内の経済活動の自粛や個人消費の減少、また海外各国でのロックダウン等により、世界的に経済が減速する厳しい展開となりました。中国では夏前からいち早く回復が見られ、また年後半には各国の緊急経済対策などが奏功し、国内外ともに持ち直す展開となりましたが、通年では中国を除く各国・地域の成長率が2009年（リーマンショック）以来となるマイナス成長を記録しました。

② 業界の状況

当社グループが主として関連する自動車業界におきましても、国内、欧米、中国以外のアジア各国の自動車販売台数が、年後半は持ち直したものの、通年では前年比2桁のマイナスを記録。また中国でも、4月以降は急速に回復したものの、年初頭の落ち込みが激しく、通年では小幅ながら前年比減少となり、3期連続で前年度を下回るといふ、大変厳しい状況となりました。

③ 企業集団の状況

こうした経営環境のもと、当社の当連結会計年度の売上高は前年度比14.9%減少しました。損益につきましては、夏場以降、グローバルでの自動車販売台数が回復したこと、また原価低減活動や合理化の推進といった経営努力の継続的かつ強力な遂行が奏功し、第3四半期以降の業績は急回復を見せましたが、年前半の売上高の減少に伴う操業度の減少はカバーしきれず、通年では各利益ともに減益となりました。

当連結会計年度の業績数値につきましては、次の表のとおりであります。

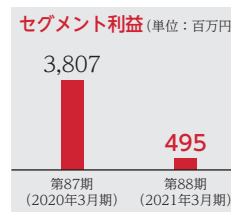
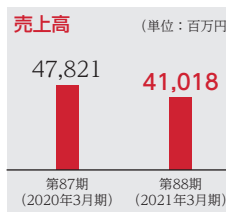
	第87期 (2020年3月期)	第88期 (2021年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	178,530	152,002	△26,528	14.9%減
営業利益	13,923	9,896	△4,027	28.9%減
経常利益	16,400	14,138	△2,262	13.8%減
親会社株主に帰属する当期純利益	7,318	5,466	△1,852	25.3%減

セグメントの業績概況は、次のとおりであります。

< T P R グループ（除くファルテックグループ） >

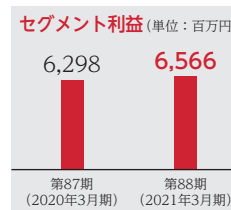
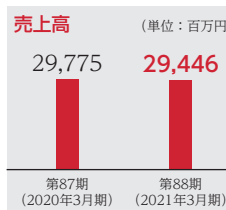
日本
売上高
41,018 百万円
 (前連結会計年度比14.2%減)
セグメント利益
495 百万円
 (前連結会計年度比87.0%減)

日本は、コロナ禍での緊急事態宣言と外出自粛が広がった春から夏にかけては自動車販売が大きく減少、夏場以降は自動車販売に回復がみられたものの、上半期の売上高減少に伴う操業度低下が響き、前年同期比減収減益となりました。売上高は410億18百万円で、前年同期比68億2百万円の減収となり、セグメント利益は4億95百万円で、前年同期比33億11百万円の減益となりました。



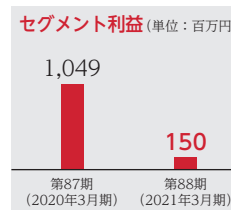
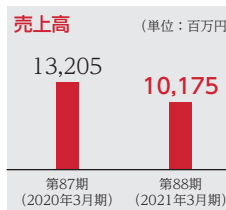
アジア
売上高
29,446 百万円
 (前連結会計年度比1.1%減)
セグメント利益
6,566 百万円
 (前連結会計年度比4.3%増)

アジア市場では、コロナの影響で自動車販売が大きく下落する中、ロックダウンや外需減退の影響から総じて厳しい状況となりました。中国においては、政府の購入補助金策等もあり4月以降は急回復する展開となりました。売上高は294億46百万円で、前年同期比3億28百万円の減収となり、セグメント利益は65億66百万円で、前年同期比2億67百万円の増益となりました。



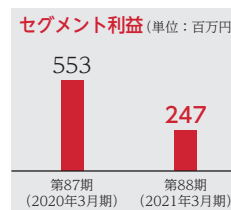
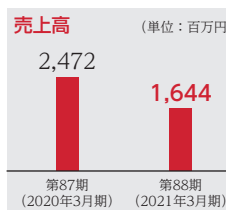
北米
売上高
10,175 百万円
 (前連結会計年度比22.9%減)
セグメント利益
150 百万円
 (前連結会計年度比85.6%減)

北米地域は、コロナ禍のロックダウンにより前半は非常に厳しい状況となりましたが、政府の失業保険給付上乘せ策等により、6月以降は回復しました。ただし、年後半はコロナ再拡大を受け、売上高、利益ともに頭打ちの展開となりました。売上高は101億75百万円で、前年同期比30億29百万円の減収となり、セグメント利益は1億50百万円で、前年同期比8億98百万円の減益となりました。



その他地域
売上高
1,644 百万円
 (前連結会計年度比33.5%減)
セグメント利益
247 百万円
 (前連結会計年度比55.3%減)

その他地域は、春先のロックダウンの影響で自動車販売が急落、販売支援策等もあり6月以降は反転したものの、夏季休暇以降、感染再拡大によるロックダウン再発動も見られる中、年後半は売上高、利益ともに伸び悩む展開となりました。売上高は16億44百万円で、前年同期比8億27百万円の減収となり、セグメント利益は2億47百万円で、前年同期比3億6百万円の減益となりました。



<ファルテックグループ>

ファルテック グループ

売上高

69,715 百万円

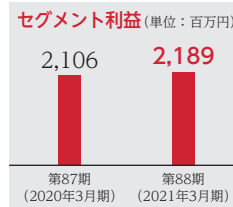
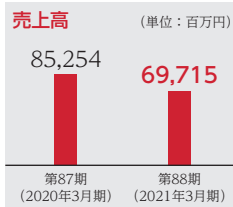
(前連結会計年度比18.2%減)

セグメント利益

2,189 百万円

(前連結会計年度比4.0%増)

コロナの影響で売上高が減少する中、期を通じて原価低減や経費削減等の経営努力を遂行、売上高減少をカバーする形で、前年同期比減収増益となりました。売上高は697億15百万円で、前年同期比155億38百万円の減収となり、セグメント利益は21億89百万円で、前年同期に比べて83百万円の増益となりました。



(2) 設備投資の状況

設備投資は、新型コロナウイルスによる操業度への影響を勘案しつつ、グローバルでの商品提供の最適化、最高品質の追求、革新的な生産合理化などの競争力強化に資する投資を戦略的に行いました。また、研究開発設備、新事業に向けた投資及び、環境・安全面への投資も積極的行いました。以上により当期においては、101億72百万円の連結設備投資を実施しました。

① 合理化設備の拡充・更新、革新的な生産設備導入

- ・パワートレイン事業（日本、北米、中国、アセアン）
- ・自動車部品事業（ファルテックグループ）

② 生産能力の拡充

- ・ピストンリング事業（日本、アセアン）
- ・シリンダライナ事業（日本、中国、北米、アセアン）
- ・焼結事業（中国）
- ・自動車部品事業（ファルテックグループ）

③ 試験研究設備の拡充

- ・パワートレイン事業、機能樹脂事業、新事業（日本）
- ・自動車部品事業（ファルテックグループ）

④ 耐震・耐火への投資

- ・ピストンリング事業の自動倉庫建屋新設

(3) 資金調達の状況

コロナの感染拡大に伴う経済停滞局面等を想定し、当社グループの資金調達の安全性を高めるため、当社が金融機関と締結している特別当座貸越契約により、リスク対応資金として60億円の借入れを実行しましたが、現時点においても当社グループにおけるコロナ影響による多額の資金需要は発生しておらず、リスク対応借入れも順次返済しております。

また、予期せぬ資金調達リスクに備えるため、取引金融機関との間で当社グループ全体で135億円(うちTPR95億円)のコミットメントライン契約を締結しました。なお、本契約による借入れは実行しておりません。

(4) 対処すべき課題

2021年の世界経済はプラス成長を回復する見通しですが、コロナ感染拡大は未だ沈静化しておらず、経済の先行きは楽観できる状況にはないと考えられます。自動車業界においても、中国を筆頭に自動車販売は堅調に推移しておりますが、コロナ影響に加えて半導体の供給不足懸念もあり、予断を許さない状況が続いております。

こうした中、当社グループでは、引き続き感染予防を徹底すると共に、リモートワーク、時差勤務等の活用、グループリスク管理の強化などにより、健康・安全の確保とグローバルでの安定操業の維持に注力してまいります。

さらに、地球環境に対する人々の意識は近時急速に高まっており、カーボンニュートラルの実現に向けた電動化の流れなどCASE/MaaSと呼ばれる「自動車業界の100年に一度の大変革」が加速しております。

このような環境変化に対応して、当社グループは、23中期経営計画（以下、「23中計」）の骨子である以下の「4本の柱」の確立に積極的に取り組んでまいります。

① パワートレイン商品の圧倒的な競争力（性能・品質・コスト）の実現

これまで培った技術力・開発力・生産力を活かして、環境適合車をはじめとしたお客様の課題解決に貢献する商品を開発し、良いものをより安く、グローバルに提供してまいります。

② 新事業の積極展開加速による新たな成長領域の拡大

ナノ素材の開発、ゴム・樹脂等の多角化事業、シナジーあるベンチャー事業等に積極的な設備投資・開発投資を行い、成長領域の拡大を加速します。また、CASE対応の開発部署を新設し、強みであるパワトレ技術の応用開発により、新商品への取組も強化します。

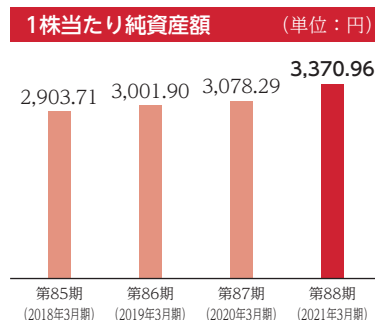
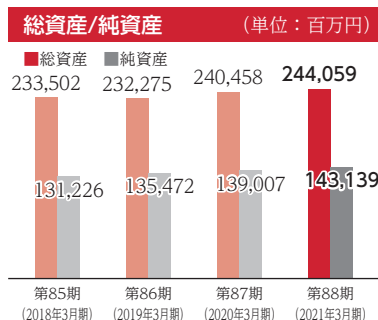
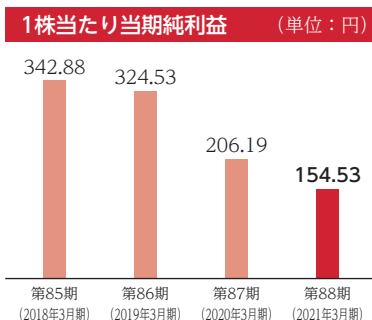
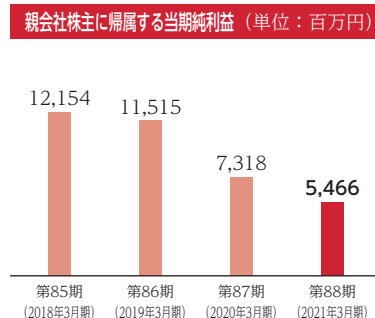
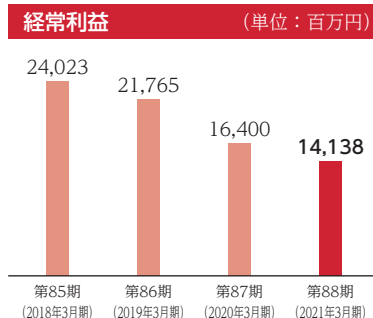
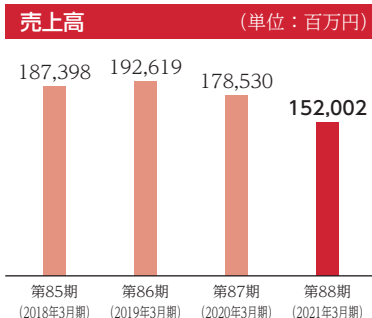
③ グループ経営への本格シフト（安全・環境・経営管理）及びSDGsへの貢献 及び

④ 上記を支えるグローバル人材の確保・育成と働き甲斐のある職場づくり

会社経営の在り方として『SDGsへの貢献』を掲げ、23中計のスローガンである「Inclusive/受容性のある、Ecological/環境にやさしい、Game-changing/画期的で、Sustainable/持続可能な」成長を目指して、安全・環境に配慮したグループ経営の徹底と働き甲斐のある職場づくりに取組み、当社の企業理念である「クリーンでクオリティの高い地球社会の実現」に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解と、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移



		第85期 (2018年3月期)	第86期 (2019年3月期)	第87期 (2020年3月期)	第88期 (当連結会計年度 (2021年3月期))
売上高	(百万円)	187,398	192,619	178,530	152,002
経常利益	(百万円)	24,023	21,765	16,400	14,138
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	12,154	11,515	7,318	5,466
1株当たり当期純利益	(円)	342.88	324.53	206.19	154.53
総資産	(百万円)	233,502	232,275	240,458	244,059
純資産	(百万円)	131,226	135,472	139,007	143,139
1株当たり純資産額	(円)	2,903.71	3,001.90	3,078.29	3,370.96

(6) 重要な親会社、子会社及び関連会社の状況

① 親会社との関係

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
T P R 工業(株)	205百万円	100.0%	シリンダライナの製造
T P R 商事(株)	90百万円	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ、遠赤外線機器等の販売
T P R トータルサービス(株)	65百万円	100.0%	建設業、産廃収集業、介護事業、コンビニ事業
T P R プリメック(株)	10百万円	100.0%	ピストンリングの製造
T P R 熱学(株)	90百万円	100.0%	遠赤外線機器等の製造
T P R アルテック(株)	100百万円	100.0%	アルミ製品の製造
T P R E K 特殊金属(株)	75百万円	100.0%	電極用銅合金の製造及び販売
T P R サンライト(株)	60百万円	99.0%	産業用ゴムシール部品等の製造及び販売
T P R エンプラ(株)	100百万円	100.0%	工業用プラスチック製品の製造及び販売
T P R ノブカワ(株)	50百万円	100.0%	産業用ゴム部品の製造及び販売
T P R ノブカワ商事(株)	50百万円	※ 80.0%	産業用ゴム部品の販売
T P R アメリカ社	300千米ドル	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
フェデラル・モーグル テーピライナーズ社	43百万米ドル	※ 54.0%	シリンダライナの製造及び販売
ユナイテッド ピストンリング社	21百万米ドル	※ 93.2%	ピストンリングの製造
T P R フェデラル・モーグル テネシー社	20百万米ドル	※ 100.0%	シリンダライナの製造及び販売
T P R ブラジル社	79百万レアル	※ 100.0%	シリンダライナの製造及び販売
T P R ヨーロッパ社	250千ユーロ	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
フェデラル・モーグル テーピライナ ヨーロッパ社	9百万リラ	50.0%	シリンダライナの製造及び販売
T P R アシアンセールス(タイランド)社	8百万バーツ	49.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
P T. T P R セールス インドネシア	39,423百万ルピア	※ 100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
P T. T P R インドネシア	359,236百万ルピア	※ 100.0%	ピストンリングの製造
T P R ベトナム社	26百万米ドル	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ、焼結製バルブシート・バルブガイド、産業用ゴムシール部品、工業用プラスチック製品等の製造及び販売
T P R オートパーツ M F G. インディア社	1,320百万ルピー	※ 100.0%	シリンダライナの製造及び販売

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
安慶帝伯粉末冶金有限公司	94百万元	50.1%	焼結製バルブシート・バルブガイド等の製造及び販売
安慶帝伯格茨缸套有限公司	205百万元	41.7%	シリンダライナの製造及び販売
南京帝伯熱学有限公司	5百万元	60.0%	温度調節弁等の製造及び販売
帝伯三徠拓橡塑製品(上海)有限公司	12百万元	※ 100.0%	産業用ゴムシール部品等の製造及び販売
帝伯愛爾（天津）企業管理有限公司	12百万元	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
安慶安帝技益精機有限公司	24百万元	60.0%	機械の設計、施工及び販売
(株)ファルテック	2,291百万円	55.5%	自動車外装部品、自動車用品の製造及び販売
(株)アルティア	350百万円	※ 100.0%	自動車検査・整備機器等の製造及び販売
(株)北九州ファルテック	450百万円	※ 96.7%	自動車外装部品の製造及び販売
ファルテック アメリカ社	1百万米ドル	※ 100.0%	自動車外装部品・自動車純正用品の製造及び販売
ファルテック ヨーロッパ社	59百万ポンド	※ 100.0%	自動車外装部品の製造及び販売
佛山発爾特克汽車零部件有限公司	163百万元	※ 100.0%	自動車外装部品の製造及び販売
ファルテック SRG グローバル（タイランド）社	662百万バーツ	※ 80.0%	自動車外装部品の製造及び販売
湖北発爾特克汽車零部件有限公司	110百万元	※ 51.0%	自動車外装部品の製造及び販売

(注) 1. 議決権比率の欄の※印は、当社の子会社による所有を含む比率で表示しております。

2. 連結子会社であった広東発爾特克汽車用品有限公司は、出資持分の全てを譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
安慶帝伯格茨活塞環有限公司	347百万元	35.7%	ピストンリングの製造及び販売
フェデラル・モーグル テーピヨーロッパ社	33百万ユーロ	※ 33.3%	ピストンリングの製造及び販売
Y & T パワーテック社	9,000百万ウォン	40.0%	シリンダライナ、焼結製バルブシート・バルブガイドの製造及び販売
フェデラル・モーグル T P R（インドニア）社	100百万ルピー	40.0%	ピストンリングの製造及び販売
柳伯安麗活塞環有限公司	89百万元	35.0%	ピストンリングの製造及び販売
輝門環新（安慶）粉末冶金有限公司	100百万元	20.0%	焼結製バルブシート・バルブガイド等の製造及び販売

(注) 議決権比率の欄の※印は、当社の子会社による所有を含む比率で表示しております。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、主としてピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、自動車外装部品、自動車純正用品、自動車関連機器等の製造販売を行っており、そのほかアルミ製品、工業用プラスチック製品、産業用ゴム部品等の製造販売の事業活動を展開しております。

	事業区分		主要製品
T P R グループ	T P Rグループ (除くファルテックグループ)	日本	ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、アルミ製品、工業用プラスチック製品、産業用ゴム部品等
		アジア	ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、温度調節弁、産業用ゴムシール部品、工業用プラスチック製品等
		北米	ピストンリング、シリンダライナ等
		その他地域	ピストンリング、シリンダライナ等
	ファルテックグループ		自動車外装部品：ラジエターグリル、ミリ波レーダーカバー、ウィンドウモール等 自動車純正用品：リモコンエンジンスターター、ルーフレール等 自動車関連機器：自動車検査・整備用機器等

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
営業所	東京、浜松、名古屋、大阪、広島
工場	長野県 岡谷市、岐阜県 可児市

② 重要な子会社

重要な子会社の情報は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 重要な親会社、子会社及び関連会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減
6,886 (1,048) 名	37名減 (31名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社及び連結子会社の就業員数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
784 (179) 名	14名増 (8名増)	43.1歳	19.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	8,211
農林中央金庫	4,626
株式会社三井住友銀行	3,550
株式会社横浜銀行	3,295
株式会社商工組合中央金庫	3,092

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 135,000,000株
(2) 発行済株式の総数 36,100,099株
(自己株式 1,536,414株を含む)
(3) 株主数 10,249名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	出資比率 (%)
明治安田生命保険相互会社	2,395	6.92%
損害保険ジャパン株式会社	2,293	6.63%
株式会社日本カストディ銀行 信託口	1,991	5.76%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 信託口	1,795	5.19%
株式会社みずほ銀行	1,518	4.39%
ヒューリック株式会社	1,231	3.56%
東京建物株式会社	933	2.70%
T P R取引先持株会	891	2.57%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINS IC OPPORTUNITIES FUND	883	2.55%
みずほ信託銀行株式会社	766	2.21%

(注) 出資比率は自己株式（1,536,414株）を控除して計算しております。（小数点第3位以下切捨て）

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における、当社会社役員の保有する新株予約権（職務執行の対価として交付したもの）の状況
- ・ 目的となる株式の種類
普通株式（新株予約権1個につき 100株）

・取締役、その他の会社役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次 (行使価額)	行使期間	新株予約権の数 (個)	目的である株式の数 (株)	保有者数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	第14回 (3,362円)	2017年7月1日 ～2025年3月31日	240	24,000	5
	第15回 (2,806円)	2018年7月1日 ～2026年3月31日	240	24,000	5

(2) 当事業年度中に、当社使用人または当社子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権等（職務執行の対価として交付したもの）の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

① 当事業年度末日における、当社執行役員（非会社役員）等の保有する新株予約権等の状況は、次のとおりです。

・ 目的となる株式の種類

普通株式（新株予約権1個につき 100株）

	回次 (行使価額)	行使期間	新株予約権の数 (個)	目的である株式の数 (株)	保有者数 (人)
執行役員	第14回 (3,362円)	2017年7月1日 ～2025年3月31日	280	28,000	12
	第15回 (2,806円)	2018年7月1日 ～2026年3月31日	340	34,000	14
元役員	第14回 (3,362円)	2017年7月1日 ～2025年3月31日	640	64,000	12
	第15回 (2,806円)	2018年7月1日 ～2026年3月31日	700	70,000	12

② 当社株式についての株式分割等を行った場合は、新株予約権の「目的である株式の数」と「行使価額」について必要な調整を実施します。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	末 廣 博	(株)ファルテック取締役会長
代表取締役社長兼COO	岸 雅 伸	(株)ファルテック取締役
代表取締役取締役会議長	富 田 健 一	
取締役専務執行役員	矢 野 和 美	生産部門担当 (リング、焼結)
取締役常務執行役員	唐 澤 武 彦	海外事業部門担当
取締役常務執行役員	伊 井 明 彦	営業部門担当
取締役	鶴 田 六 郎	弁護士 K Y B(株)取締役
取締役	本 家 正 隆	
取締役	加 藤 敏 久	
常勤監査役	加 藤 浩	
常勤監査役	助 川 豊	
常勤監査役	有 賀 義 和	
監査役	蜷 川 欽 也	
監査役	米 川 孝	損害保険ジャパン(株)顧問 安田日本興亜健康保険組合理事長

- (注) 1. 取締役鶴田六郎氏、本家正隆氏及び加藤敏久氏は、社外取締役です。
2. 監査役助川豊氏、蜷川欽也氏及び米川孝氏は、社外監査役です。
3. 2020年6月26日開催の第87回定時株主総会において、米川孝氏は監査役に選任され就任いたしました。
4. 2020年6月26日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって、尾崎眞二氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
5. 当社は、取締役鶴田六郎氏、本家正隆氏及び加藤敏久氏ならびに監査役助川豊氏、蜷川欽也氏及び米川孝氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
6. 当社と社外取締役及び社外監査役（常勤監査役の助川豊氏を除く）との間では、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・防御費用の損害を当該保険契約により、填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役及び監査役（当社子会社の株式会社ファルテックの取締役及び監査役を含む）であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを認識しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は次のとおりです。

I. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう会社業績や中長期的な企業価値との連動性を確保し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には業務執行取締役の報酬は、経常報酬及び変動報酬、企業価値向上をより意識するためのインセンティブとして株式給付信託（非金銭報酬）による株式報酬ならびに退職慰労金により構成する。なお、業務執行を兼務しない社内取締役については前記のうち変動報酬ならびに株式報酬は支給しない。また、独立した立場で経営の監督・監視を担う社外取締役については、その職務に鑑み、テーブルに基づく経常報酬のみとする。

II. 経常報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の経常報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

また、退職慰労金についても、役位、職責、在任年数等を総合的に勘案し、決定する。

III. 変動報酬（金銭報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

変動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、経営環境、前事業年度の会社業績ならびに取締役個人の業績への貢献度を勘案して算出された額を12等分して経常報酬に合算し、支給する。目標となる会社業績とその値は、中期経営計画と整合するよう連結経常利益ならびに経営環境に応じた適切な指標を計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

IV. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

非金銭報酬は長期的な企業価値向上との連動性を確保した報酬制度とするため、株式給付信託による株式報酬とし、「役員株式給付規定」により支給する。具体的には、役位に基づくポイント制とし、毎年一定の時期にテーブルに基づくポイントを付与する。また、支給時期は役員任期終了後、任期中に獲得したポイント数1ポイントを1株として換算し、退職時に支給する。なお、テーブルに基づくポイントについては企業価値との連動性を高める観点から、定期的な見直しを行う。

V. 金銭報酬等の額、変動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業群を参考とする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど会社業績との連動性を高めた構成とし、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定することとする。

VI. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長兼CEOがその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の経常報酬の額及び各取締役の業績評価を踏まえた変動報酬の額の決定とする。取締役会は当該権限が代表取締役会長兼CEOによって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し、代表取締役会長兼CEOは当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

(注) 本株主総会において、ご審議をお願いしております「取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」及び「取締役に対する株式報酬制度改定の件」についてご承認頂けた場合、同日開催予定の当社取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」について、改定を行う予定です。改定後の方針案につきましては、株主総会参考書類18頁に記載しています。

② 当事業年度に係る報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (名)
		金銭報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	253 (20)	228 (20)	－ (－)	24 (－)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	60 (26)	60 (26)	－ (－)	－ (－)	6 (4)
合計 (うち社外役員)	313 (46)	288 (46)	－ (－)	24 (－)	15 (7)

- (注) 1. 上記には、2020年6月26日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（内社外監査役1名）を含んでいます。
2. 取締役の報酬等の総額は2011年6月29日開催の第78回定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。第78回定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。また、内数である社外取締役分は2019年6月27日開催の第86回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。第86回定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は3名です。
3. 取締役の金銭報酬の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金として計上した47百万円（取締役6名）が含まれております。
4. 非金銭報酬等の内容は株式報酬制度として計上した株式給付引当金繰入額24百万円（取締役5名）であり、この株式報酬制度につきましては、2017年6月29日開催の第84回定時株主総会において、取締役の報酬等の総額（年額400百万円以内）の内枠で決議をいただいております。第84回定時株主総会終結時点の同制度の対象となる取締役の員数は8名です。
5. 監査役の報酬等の総額は、2014年6月27日開催の第81回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
6. 取締役会は、代表取締役会長兼CEO末廣博に対し各取締役の経常報酬の額及び各取締役の業績評価を踏まえた変動報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績評価を行うには同氏が適していると判断したためです。取締役会は、当該権限が同氏によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会に原案を諮問し、同氏は当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2018年6月28日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続き在任する監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を退任時に支給することを決議しております。

これに基づき、当事業年度中に退任した監査役1名に対し1百万円（うち社外監査役に対し1百万円）の役員退職慰労金を支給しております。なお、上記金額には、過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金1百万円が充当されております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役鶴田六郎氏は、K Y B(株)の社外取締役を兼務しております。当社と同社との間には、当社製品の取引関係がありますが、その取引額は当社の独立性判断基準に規定する金額を超えるものではありません。
- ・監査役米川孝氏は、損害保険ジャパン(株)の顧問を兼務しております。同社は当社の第2位株主（2021年3月31日現在）であり、損害保険等の取引関係が有りますが、その取引額は当社の独立性判断基準に規定する金額を超えるものではありません。また、同氏は安田日本興亜健康保険組合の理事長を兼務しております。当社社員の一部は同保険組合に加入しておりますが、当社の業績に与える影響は軽微と判断しております。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

社外取締役

	取締役会 出席状況	指名報酬委員会 出席状況	活動状況と役割
取締役 鶴 田 六 郎	18／18回 (100%)	7／7回 (100%)	長年にわたる法曹経験を生かした意見発言を行っております。 また、指名報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 本 家 正 隆	18／18回 (100%)	7／7回 (100%)	長年にわたる日本銀行及び金融業界経験を生かした意見発言を行っております。 また、指名報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 加 藤 敏 久	18／18回 (100%)	7／7回 (100%)	長年にわたる事業会社での経験を生かした意見発言を行っております。 また、指名報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

社外監査役

	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	活動状況
監査役 助 川 豊	18／18回 (100%)	16／16回 (100%)	長年にわたる金融経験や他社における役員としての経験・知見に基づき意見発言を行っております。
監査役 蜷 川 欽 也	18／18回 (100%)	16／16回 (100%)	長年にわたる金融経験や他社における役員としての経験・知見に基づき意見発言を行っております。
監査役 米 川 孝	15／15回 (100%)	13／13回 (100%)	長年にわたる金融経験や他社における役員としての経験・知見に基づき意見発言を行っております。

(注)：監査役米川孝氏の出席率は、2020年6月26日就任後の取締役会開催15回、監査役会開催13回が対象です。

④ 当社子会社から役員として受けた報酬等の総額

該当する事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	113

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、または公序良俗に反する行為等があった場合、若しくは監査品質等の観点から適正な監査を図る必要がある場合において、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、これを株主総会に付議することといたします。

また、監査役会は会計監査人が職務上の義務違反、任務懈怠等により職務の執行に支障があると認められ、解任が妥当と判断した場合は、株主総会を開催せずに監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

TPR企業理念のもと、「内部統制システム整備に関する基本方針」を制定するとともに、業務の適切性の確保と、より効果的な内部統制システムの構築を推進し、継続的な改善を図っております。

なお、金融商品取引法が求める財務報告に関する内部統制報告制度（いわゆるJ-SOX法）についても当社は積極的に取り組みを実施しており、専門家の助言を得ながら適切、適正に対応しています。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、監査役、執行役員、社員を対象とする規程として「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定め、遵守を図るとともに、法令違反等コンプライアンス懸念に関する内部通報体制として、弁護士事務所による社外受付窓口も備えたTPRグループ内部通報制度を導入しています。取締役会については「取締役会規程」の定めに基づき、定期または必要に応じて随時の適切な運営が確保されています。更に当社は監査役設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとしています。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持しています。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「リスク管理規程」を定めています。

また、「TPR IT情報セキュリティ規程」に基づき、進歩するIT技術の有効利用促進と情報漏洩等のリスク予防の両立を図ることとしています。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 効果的・効率的な意思決定を行うため、当社の経営に係る重要事項については、代表取締役及び各部門担当役員（海外事業、営業、生産、管理、技術など）で構成される経営会議（以下、「経営会議」）において審議を行ったうえで、取締役会にて議案の決議を行っております。取締役会は月1回定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。経営会議は月2回定例開催し、必要に応じて随時開催しています。
- b. 業務執行については、「組織管理規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」においてそれぞれの執行責任者及び責任内容、執行手続を定め、効率的な業務遂行が行われるようにしています。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定めています。この定めに基づき、会長兼CEOを統括責任者として、経営会議メンバーで構成する「コンプライアンス委員会」を設置しております。そのうえで、各部室長を推進責任者としてコンプライアンス体制の維持・向上を推進しています。
- b. 社員教育体系の中に必須科目として、コンプライアンスの重要性を教育する内容を組み込んでいます。
- c. 内部監査部門として、会長兼CEO直属の部署を設置し、その重要監査領域として、コンプライアンスに係る監査を実施しています。
- d. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告することとしています。
- e. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての内部通報体制として、コンプライアンス統括部署、外部弁護士、あるいは監査役を情報受領者とする通報システムを設置しています。また、通報者は通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないこととしています。
- f. 監査役は当社の体制及び内部通報システムの運用に問題があると認める時は、取締役に改善策の策定を勧告することが出来るものとしています。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はグループ会社のコンプライアンス体制整備について「TPRグループコンプライアンス基本規程」を定めており、グループ会社各社は本規程に沿った体制を整備しています。当社及びグループ会社各社は、本規程に基づき、コンプライアンス活動の計画を立案し、社内のコンプライアンス意識の向上とモニタリングの強化を図っております。また、グループ内部通報制度の体制を整備しており、複数の通報窓口及び通報手段を用いてコンプライアンス事案の早期発見に努めます。

⑦ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてその職務執行状況をモニタリングするものとします。

⑧ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「TPRグループリスク管理基本規程」を定めています。子会社各社は本規程に沿った体制を整備しています。

⑨ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の職務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置づけ等を勘案のうえ、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督しています。

また、子会社の経営に係る重要事項については、事前に当社経営会議において審議を行ったうえで、子会社の取締役会において執行を決定しています。子会社の取締役会は定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。

⑩ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は「TPRグループコンプライアンス基本規程」に沿った体制を整備しており、当社が子会社のコンプライアンス活動の監督を行う体制としています。また、子会社の取締役等及び使用人を通報者の範囲に含めた「TPRグループ内部通報規程」を定めております。

⑪ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- a. 監査役からの要請により、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命しています。
- b. 当該監査役補助者の独立性を確保するため、その任命・異動、評価等については、監査役の同意を得るものとしています。

⑫ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

経営に重要な影響を与えると予想される事項を会長兼CEO等に報告することを定めた「特記事項報告書運営要領」が制定されており、監査役にも報告されています。また、取締役及び使用人を通報者の範囲に含めた「TPRグループ内部通報規程」を定めており、内部通報制度で得た情報は監査役へ伝えるとともに、監査役を窓口とした通報も可能としております。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況の調査をすることが出来ることとしています。

⑬ 子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

前項に記載しております「特記事項報告書運営要領」に従い、子会社に関する事項も当社の監査役に報告されています。また、「TPRグループ内部通報規程」に従い、TPRグループ内部通報制度は子会社の取締役及び使用人も通報者の範囲に含めており、内部通報制度で得た情報は監査役へ伝えるとともに、当社の監査役を窓口とした通報も可能としております。前記にかかわらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況の調査をすることが出来ることとしています。

⑭ 前2項の報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社と子会社の取締役及び使用人が、監査役の求めに応じて報告・調査に対応したことに対し、不利な取扱いを受けることはありません。また、当社と子会社の取締役及び使用人が、内部通報をした場合には「TPRグループ内部通報規程」に従い、通報したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しています。

⑮ 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

当社監査役の職務の執行に伴って生ずる費用については、監査役の請求に基づき、職務遂行に支障が生じることのないよう、速やかに処理するものとしています。

⑯ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、定期的に代表取締役との面談や社外取締役と意見交換する会合を持つとともに、監査室、グループ・ガバナンス統轄室、会計監査人及び子会社監査役と連携を保ち、監査役監査の実効性の確保に努めています。

⑰ 反社会的勢力との関係遮断及び排除するための体制

- a. 当社は、公共性ある企業の義務として反社会的勢力に対抗し、業務の公平性、健全性を維持するために、「TPRグループコンプライアンス基本規程」を制定し、断固たる態度で反社会的勢力を排除することとしています。
- b. 反社会的勢力対応部署を人事総務部とし、社内各部門への対応指示徹底及び社外各機関との密接な連絡により、反社会的勢力との関係遮断と排除を徹底しています。
- c. 詐称または代理等により反社会的勢力とは知らずに関係構築してしまった場合、判明した時点あるいは疑念が生じた時点で、社外各機関との密接な連絡により速やかに関係解消するものとしています。

⑱ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 関係会社を含め、内部監査部門が内部統制システムについて、独立的評価を実施します。
- b. 独立的評価の結果を踏まえて、社長が内部統制報告書を作成します。
- c. 内部統制報告書の内容について、外部監査人が監査し評価することで、信頼性の高い財務報告の作成に繋げるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組み

- ・当社は、コンプライアンス強化を図るべくグループ・ガバナンス統轄室を設置し、国内外のグループ各社を対象に会計処理に関わる不正など業務全般にわたる不正行為を未然に防ぎ、また、不正行為を早期に察知できる仕組みを構築してグループ・ガバナンスの強化を図っています。
- ・コンプライアンス委員会は2回開催し、当社及びグループ各社におけるコンプライアンス活動について審議するとともに、取締役会にコンプライアンス活動状況を報告いたしました。また、全社経営会議及び全社コンプライアンス会議において、活動方針について全社に周知しております。
- ・当社、国内グループ会社及び独資の海外グループ会社共通の内部通報制度を導入しており、この内部通報制度の運用状況等について、取締役会に報告いたしました。
- ・コンプライアンス教育・研修として、新任管理職、新入社員、海外赴任者へのコンプライアンス教育をその都度実施するとともに、グループ会社を含めてTPRグループ・コンプライアンス基本規程、不正会計、独禁法、個人情報等のテーマ研修を行いました。研修にあたっては、Eラーニングなどを活用して効果的な実施に努めるとともに、理解度の把握・分析を行い、施策に反映させております。そのほか、社員へのコンプライアンス啓発として、社内報にコンプライアンス関連記事を2回掲載しました。
- ・当社は、各部室の活動目標の事項に、コンプライアンスに関する目標を掲げて、業務を推進しております。

② リスク管理に関する取り組み

- ・当社は、「リスク管理委員会」を1回開催し、当社及びグループ各社における内部リスクの管理について審議するとともに、重要なリスク案件についてモニタリングしました。
- ・事業継続マネジメントについては、大規模災害等の緊急事態への対応につき、事業継続計画（BCP）の目的と基本方針を定めています。また、近年のBCPの重要性の高まりを背景に、より実践的なものとすべく、拠点間を横断したBCP会議を月1回の頻度で開催し、各災害対応マニュアルの作成と見直しを含めた取り組みを進めております。
- ・品質保証、環境保全、安全衛生について全社会議を2回開催し、適切なリスク管理を行っています。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の向上に関する取り組み

- ・当社の取締役会は社外取締役3名を含む9名で構成され、社外監査役3名を含む全監査役も出席して18回取締役会を開催し、各議案についての審議及び業務執行状況の監督を実施しました。
- ・当社は、取締役会付議事項その他重要な業務執行を審議するため、経営会議を22回開催しました。

④ 企業集団における業務の適正性の向上に関する取り組み

- ・当社は、子会社の経営に関する重要事項について審議するため、経営会議を22回開催しました。
- ・当社は、子会社の取締役会に親会社の経営層を派遣し子会社の経営を管理・監督し、また、関係会社管理主管部署も取締役会に陪席して業務の適正性を確保しました。
- ・子会社発生のリスク情報の親会社への即時報告、月例報告等により、子会社と緊密に連携しました。
- ・「コンプライアンス委員会」を2回開催し、グループ各社におけるコンプライアンス状況について確認し指示を行いました。
- ・子会社のモニタリングにつきましては、監査役の監査報告、内部監査部門による監査結果及び当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と情報を共有しました。

⑤ 監査役への報告及び監査の実効性確保等に関する取り組み

- ・当社の監査役会は、社外監査役3名を含む5名で構成されており、16回開催し監査に関する重要事項について報告を受けるとともに協議・決議を行いました。
- ・社外監査役3名を含む全監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を把握したほか、会計監査人、取締役、各部署使用人から必要な報告、説明を受けました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は下記のとおりです。

I. 基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上を図ることが株主共同の利益に資するものと考えており、経営課題として日々その実現に努めています。

当社の株主の在り方について当社は、金融商品取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者の在り方は、株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えています。

したがって、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主が買付の条件等について検討したり、当社取締役会が代替案を提案するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものもあり得ます。このように不適切な大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

II. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、1939年の創業より培ってきた材料・加工・表面処理技術等のものづくりを原点とし、エンジン機能部品メーカーとして、ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート等のパワートレイン部品で、世界のお客様に満足していただくべく努力してまいりました。

当社の企業理念である、

わたくしたちは、

動力機構の高度化を原点として、無限の可能性に挑戦し、

優れた技術と価値ある商品の世界への提供を通じて、

クリーンで、クオリティの高い地球社会の実現に貢献します。

との精神のもと、事業を展開しています。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下「本プラン」という）

① 本プラン導入の目的

上記I. に述べた基本方針に照らして不適切な者によって大規模な当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」という）が行われ、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

② 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」という）が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

i) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、高値で株式を関係者に引き取らせることが目的など、予め当社が定める5つの基準に該当し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

iii) 独立委員会の設置

対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会規程を定めるとともに、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会を設置しています。

④ 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

⑤ 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、2007年2月8日に当社取締役会の決議をもって同日より発効し、2007年6月28日に開催された第74回定時株主総会において承認いただきました。その後、2010年6月25日開催の第77回定時株主総会、2013年6月27日開催の第80回定時株主総会、2016年6月29日開催の第83回定時株主総会及び2019年6月27日開催の第86回定時株主総会において内容一部変更のうえ継続承認いただいて、2022年6月開催予定の定時株主総会終結時までの有効期限内で継続しております。

Ⅳ．本対応策が基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表し、2018年6月1日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっています。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社取締役会決議にて決定いたしました。2007年6月28日開催の第74回定時株主総会、2010年6月25日開催の第77回定時株主総会、2013年6月27日開催の第80回定時株主総会、2016年6月29日開催の第83回定時株主総会及び2019年6月27日開催の第86回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいたことで、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

また、大規模買付行為がなされた場合の対応につきまして、独立委員会から対抗措置を発動するか否かにつき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合において、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし株主意思を直接確認することが適切と判断するときには、当社取締役会は、取締役会評価期間内に、株主総会の招集を決議し、対抗措置発動の是非に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅲ.③「大規模買付行為がなされた場合の対応」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、毎期の業績、継続的成長のための投資等を勘案しながら、株主様のご期待に応えるよう、安定的に行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

また、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会としておりましたが、配当の機動性を確保するために、2020年6月26日開催の第87回定時株主総会において、定款の一部変更を決議しました。変更後の定款においては、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定めております。

上記方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、2020年12月15日に1株あたり21円の中間配当を実施しており、期末配当については2021年5月25日開催の取締役会にて1株あたり23円とすることを決議致しました。この結果、当事業年度の年間の配当金は1株あたり44円となります。

内部留保資金につきましては、研究開発投資、海外拠点拡充投資、合理化投資など将来のための資金に充当する予定であります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	117,344
現金及び預金	42,370
受取手形及び売掛金	47,266
商品及び製品	10,577
仕掛品	4,386
原材料及び貯蔵品	7,729
その他	5,103
貸倒引当金	△89
固定資産	126,715
有形固定資産	70,394
建物及び構築物	23,429
機械装置及び運搬具	27,685
土地	8,908
リース資産	1,351
建設仮勘定	5,593
その他	3,426
無形固定資産	2,174
のれん	311
その他	1,862
投資その他の資産	54,147
投資有価証券	29,888
長期貸付金	159
出資金	12,923
退職給付に係る資産	7,675
繰延税金資産	2,261
その他	1,383
貸倒引当金	△145
資産合計	244,059

負債の部	
科目	金額
流動負債	68,605
支払手形及び買掛金	16,477
電子記録債務	7,367
短期借入金	28,938
リース債務	1,235
未払法人税等	1,294
賞与引当金	2,347
その他	10,944
固定負債	32,314
長期借入金	13,807
リース債務	1,596
繰延税金負債	9,311
退職給付に係る負債	5,481
役員退職慰労引当金	931
役員株式給付引当金	155
資産除去債務	176
その他	854
負債合計	100,920
純資産の部	
株主資本	103,322
資本金	4,758
資本剰余金	4,209
利益剰余金	97,089
自己株式	△2,735
その他の包括利益累計額	12,909
その他有価証券評価差額金	13,939
為替換算調整勘定	△2,508
退職給付に係る調整累計額	1,478
新株予約権	147
非支配株主持分	26,759
純資産合計	143,139
負債・純資産合計	244,059

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		152,002
売上原価		118,108
売上総利益		33,894
販売費及び一般管理費		23,997
営業利益		9,896
営業外収益		
受取利息	492	
受取配当金	679	
持分法による投資利益	1,545	
為替差益	146	
助成金収入	1,098	
その他	858	4,821
営業外費用		
支払利息	294	
調査関連費用	193	
貸倒引当金繰入額	0	
その他	92	580
経常利益		14,138
特別利益		
固定資産売却益	52	
投資有価証券売却益	229	281
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	235	
減損損失	1,230	
出資金評価損	36	
事業構造改善費用	30	
その他	201	1,738
税金等調整前当期純利益		12,681
法人税、住民税及び事業税	2,873	
法人税等調整額	619	3,493
当期純利益		9,187
非支配株主に帰属する当期純利益		3,721
親会社株主に帰属する当期純利益		5,466

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,758	4,209	93,437	△1,075	101,329
当期変動額					
剰余金の配当			△1,814		△1,814
親会社株主に帰属する当期純利益			5,466		5,466
自己株式の取得				△1,662	△1,662
自己株式の処分				2	2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	3,652	△1,659	1,992
当期末残高	4,758	4,209	97,089	△2,735	103,322

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	9,824	0	△1,048	△838	7,938	147	29,591	139,007
当期変動額								
剰余金の配当								△1,814
親会社株主に帰属する当期純利益								5,466
自己株式の取得								△1,662
自己株式の処分								2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,114	△0	△1,460	2,316	4,971	－	△2,832	2,139
当期変動額合計	4,114	△0	△1,460	2,316	4,971	－	△2,832	4,131
当期末残高	13,939	－	△2,508	1,478	12,909	147	26,759	143,139

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	33,699
現金及び預金	10,792
受取手形	65
売掛金	11,510
電子記録債権	1,433
商品及び製品	1,694
仕掛品	2,015
原材料及び貯蔵品	1,004
前払費用	129
関係会社短期貸付金	2,043
未取還付法人税等	169
その他	2,842
固定資産	74,929
有形固定資産	13,289
建物	3,882
構築物	406
機械及び装置	5,291
車両及び運搬具	6
工具器具及び備品	548
土地	2,523
建設仮勘定	629
無形固定資産	272
のれん	0
設備利用権	9
ソフトウェア	202
特許権	61
投資その他の資産	61,367
投資有価証券	24,252
関係会社株式	22,208
出資金	216
関係会社出資金	9,263
従業員長期貸付金	13
前払年金費用	4,936
長期前払費用	16
その他	468
貸倒引当金	△7
資産合計	108,629

負債の部	
科目	金額
流動負債	23,005
買掛金	2,538
電子記録債務	1,160
短期借入金	16,396
未払金	716
未払費用	520
前受金	15
預り金	215
賞与引当金	804
その他	637
固定負債	10,188
長期借入金	3,534
役員退職慰労引当金	870
役員株式給付引当金	155
資産除去債務	47
繰延税金負債	5,571
その他	9
負債合計	33,194
純資産の部	
株主資本	62,448
資本金	4,758
資本剰余金	4,147
資本準備金	3,860
その他資本剰余金	286
利益剰余金	56,278
利益準備金	418
その他利益剰余金	55,859
固定資産圧縮積立金	188
特定株式取得積立金	130
別途積立金	51,648
繰越利益剰余金	3,891
自己株式	△2,735
評価・換算差額等	12,839
その他有価証券評価差額金	12,839
新株予約権	147
純資産合計	75,435
負債・純資産合計	108,629

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		40,104
売上原価		32,926
売上総利益		7,177
販売費及び一般管理費		7,763
営業損失		△586
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	5,545	
為替差益	79	
経営指導料	206	
その他	512	6,363
営業外費用		
支払利息	98	
調査関連費用	193	
その他	13	304
経常利益		5,471
特別利益		
固定資産売却益	19	
投資有価証券売却益	9	29
特別損失		
関係会社出資金評価損	2,705	
固定資産除却損	109	
減損損失	531	
その他	88	3,434
税引前当期純利益		2,066
法人税、住民税及び事業税	520	
法人税等調整額	△13	506
当期純利益		1,559

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	特定株式取得積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	4,758	3,860	286	4,147	418	190	—	51,648	4,275	56,532	△1,075	64,362
当期変動額												
固定資産圧縮積立金の取崩						△1			1	—		—
特定株式取得積立金							130		△130	—		—
自己株式の取得											△1,662	△1,662
自己株式の処分											2	2
剰余金の配当									△1,814	△1,814		△1,814
当期純利益									1,559	1,559		1,559
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）												
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△1	130	—	△383	△254	△1,659	△1,914
当期末残高	4,758	3,860	286	4,147	418	188	130	51,648	3,891	56,278	△2,735	62,448

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	8,947	8,947	147	73,458
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				—
特定株式取得積立金				—
自己株式の取得				△1,662
自己株式の処分				2
剰余金の配当				△1,814
当期純利益				1,559
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,891	3,891	—	3,891
当期変動額合計	3,891	3,891	—	1,977
当期末残高	12,839	12,839	147	75,435

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

T P R 株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	月本 洋一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山崎 一彦 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T P R 株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T P R 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

T P R 株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	月本 洋一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山崎 一彦 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T P R 株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

T P R 株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 助 川 豊 ㊞

常勤監査役 加 藤 浩 ㊞

常勤監査役 有 賀 義 和 ㊞

監査役 (社外監査役) 蛭 川 欽 也 ㊞

監査役 (社外監査役) 米 川 孝 ㊞

以 上

新社長紹介



1. 新社長のプロフィール

氏名	矢野 和美 (やの かずみ)
出身地	長野県
生年月日	1957年2月8日生
略歴	信州大学工学部機械工学科を卒業後、浜松の工作機械メーカーを経て、当社へ入社。 長野工場長（ピストンリング製造拠点）、TPR工業社長（シリンダライナ製造拠点）、生産部門担当役員を歴任した後、当社代表取締役社長兼COOに就任。現在に至る。
趣味	自転車、鉄道
座右の銘	「苦しい時に勝負が決まる」

2. 社長就任挨拶

2021年4月1日付で矢野 和美が当社 代表取締役社長兼COOに就任しました。TPRが身を置く自動車業界が大きく変化するなか、CASE対応を推進し、サステナビリティを重視した企業を目指してまいります。

Q1：これまでの社長の経歴をお聞かせください。

大学では機械工学を専攻しておりました。「工作機械はすべての機械のマザーマシンである。」という言葉に感銘を受けたことから、最初は、浜松の工作機械関係の会社に入社しました。そこで数年勤め、フライス系の切削加工と加工機械や設計の基本技術を教わりした後、当社に入社しました。当社では入社以来一貫として設備設計導入、生産技術、工場と製造関係一筋でやってきました。

Q2：社長就任にあたり、抱負をお聞かせください。

私は自転車に乗ることが好きなのですが、自転車と仕事について思うところがあります。ロードレースで勝負が決まるのは、たいてい急な上り坂やみんなが疲れてきた後半です。つまり厳しい状況です。仕事も同じだと思っています。簡単な仕事ではライバルに差をつけられません。誰もが不可能だと思われる、要求や困難が多い状況の時こそ前に抜け出るチャンスだと思います。現在の自動車業界は大変革の時代にあり、当社を取り巻く環境は大変厳しいものではありますが、「困難」を「チャンス」と前向きにとらえ、これを乗り越えるように経営を進めてまいります。

Q3：当社の競争優位性はどこにあると考えていますか？

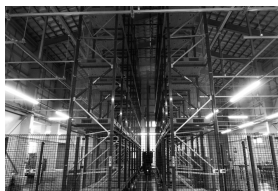
当社はこれまで、新開発した表面処理技術、加工技術などが採用された製品を製造する際に、当初こそ高くつくものの、製造を重ねていくにつれ、製造現場のアイデアを拾い上げ、新工法などの工夫を行うことにより、原価低減を積極的に進めてまいりました。しかし、単にコストを安くすることを追求するあまり、品質や納期が犠牲になってはいけません。これを両立させて高めていくのはなかなか難しいのですが、当社は、この点が優れているのではないかと思います。その競争力の源泉にあるのは、当社に根付く「とことんやり抜く」「とことん探求する」「とことん話し合う」という、「とことん」の精神です。今後ともためまね改善活動を行い、QCD（Quality、Cost、Delivery）を高め、お客様満足度の向上に努めてまいります。

トピックス①

設備投資

長野工場 新倉庫

2021年3月に新倉庫の建屋が完成しました。現在は、収納ラック・通信機器の工事を行っている最中で、稼働開始は8月を見込んでおります。震度6の耐震構造で、近隣への音問題にも十分配慮、また、除湿器設置の防錆効果により製品保管環境も整っています。さらに、バーコードを活用した自動入出庫が行われ、ピッキング作業も改善、合理化を推進します。



設備投資

グローバルでの生産力向上及び最適生産への取組

インドのライナ製造拠点であるTPR Autoparts MFG. India Private Limitedにおいて、インド自動車市場の拡大に対応するため、鑄造ラインを増設、従来の1.5倍以上の生産能力と電力効率を確保しました。

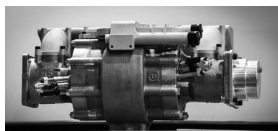
また、インドネシアのピストンリング製造拠点であるPT.TPR INDONESIAは、グローバルでの最適生産の観点から工場建屋を拡張しました。今後、2023年までに生産能力を現在の約1.5倍に増強し、欧米への輸出も視野に入れていく計画です。



新事業

AQUARIUS社との事業提携に向けた合意書（MOU）締結のお知らせ

イスラエルのスタートアップ企業で、新種エンジン開発に独自技術を持つAQUARIUS Engines (A.M.) Ltd.と、昨年10月の出資に続き、事業提携に向けた合意書（MOU）を締結しました。TPRとAQUARIUS社は、今般のMOU締結を通じて、同社が開発する発電機の更なる高度化や、同社技術の次世代燃料への適合に取り組むとともに、この合意をカーボンフリー社会への対応やSDG's経営の貢献にもつなげていきたいと考えています。



フリーピストン・リニアエンジン

新事業

新組織 CASE 対応開発部設立

自動車業界において、各国・各メーカーが「動力機構の電動化やCASE対応」を全面的に打ち出す中、当社は新たに「CASE対応開発部」を設置し、新規事業の創出検討ならびに、既存コア技術を応用した、グループシナジーでの新商品、新素材、新市場の開拓を推進していきます。



トピックス②

品質表彰

数々のサプライヤー表彰を受賞

当社の2020年度の品質に関する取り組みが評価され、自動車メーカー各社から国内外で数々の品質表彰を受賞致しました。

国内ではトヨタ自動車「品質管理優良賞」、いすゞ自動車「品質優良賞」、ダイハツ工業「品質優秀賞」を受賞しました。海外では上海日野発動機有限公司「品質管理優秀賞」を始め11件の品質表彰を受けました。(2021年4月時点)

今後ともTPRグループの信頼とお客様満足度の継続的な向上に努めてまいります。

社会貢献

認定NPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」への支援

当社はひとり親家庭の支援を行っている認定NPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」への支援として寄付を実施しました。寄付はコロナ禍に苦しむひとり親家庭に食料パッケージを届けるなどの食料支援に充てられ、シングルマザーと子どもの体と心を支えます。

当社は、企業の社会貢献を果たすべく、地域社会との共生、地球環境保護、社会的要請への対応に取り組んでまいります。



社会貢献

V1リーグ VC長野トライデンツの選手を採用

男子バレーボールV1リーグチームの1つであるVC長野トライデンツに所属する伊藤樹(いとう たつき)さんが2020年4月、弊社に新卒採用として入社しました。伊藤選手は現在、弊社長野工場で働きながら選手活動を行っています。

VC長野トライデンツは長野県上伊那郡南箕輪村に本拠地を置くチームで、「V1リーグの中で唯一、選手がそれぞれの所属企業で仕事をし、夕方・休日に集まって練習しているチーム」です。こうした大きな活動ハンデを負いながら強豪チームを相手に奮闘、伊藤選手も社内の職場業務以外に地元中学生の当社工場見学会等で学生さんに挨拶・PRを行うなど、様々な場で活躍してもらっています。

VC長野トライデンツと伊藤選手への応援・スポンサー支援を通じて、当社は社内活性化、社員モチベーションの向上および地元チームとのパートナーシップによる地域社会への貢献を目指しております。(後列左から4人目が伊藤選手)



期末の株主通信廃止のお知らせ

この度、定時株主総会終了後にお送りしておりました期末の株主通信の送付を取りやめることといたしました。なお、中間期の株主通信につきましては、従来どおり発行する予定です。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主メモ

- 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
- 定時株主総会 基準日 毎年3月31日
開催日 毎年6月中
- 剰余金の配当 期末配当基準日 3月31日
中間配当基準日 9月30日
- 単元株式数 100株
- 公告方法 電子公告（事故その他やむを得ない場合は日本経済新聞に掲載）
<https://www.tpr.co.jp>
- 株主名簿管理人 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
特別口座の口座管理機関 みずほ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- ホームページアドレス <https://www.tpr.co.jp>

■ お問い合わせ先

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合（特別口座の場合）
郵送物送付先	お取引の証券会社等	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先		フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く9:00~17:00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株主配当金受取り方法の変更等)		みずほ証券 本店、全国各支店 プラネットブース（みずほ銀行内の店舗） みずほ信託銀行 本店及び全国各支店
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行及びみずほ銀行の本店及び全国各支店 (みずほ証券では取次のみとなります)	
ご 注 意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

お知らせ

単元未満株式の買取制度について

単元未満株式（100株に満たない当社株式）を当社が買い取る【買取制度】がございます。詳しくは、みずほ信託銀行（0120-288-324）にお問い合わせください。

■ 買取制度の例（150株ご所有の場合）



配当金の確定申告について

確定申告の際には、同封の配当金計算書をご利用いただけます。株式数比例配分方式を選択された株主様については、お取引の証券会社にご確認ください。

会場

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 TEL (03) 5293-2811

交通

J R | **A** 東京駅 | 丸の内北口より徒歩3分

地下鉄 | **B 大手町駅** | オアゾ直結口(B2b)より徒歩1分



スマートフォンで
QRコードを
読み取りください。
目的地入力は不要です！

日比谷通り

三田線大手町駅

丸の内仲通り

丸の内ビルディング

新丸の内ビルディング

日本工業
倶楽部会館・
三菱UFJ
信託銀行
本店ビル

丸の内永楽ビル

丸ノ内線東京駅

会場 10階
当社会議室

丸の内
センタービル

B2b

丸の内
南口

丸の内
—北口—

丸の内中央口

JR東京駅

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。